

みやぎ結婚支援センターホームページ等イベント掲載実施要領

（目的）

第1 この要領は、県が設置するみやぎ結婚支援センター（以下「センター」という。）の業務の一環として、市町村や団体等が行う結婚を希望する男女向けの婚活イベント（以下「イベント」という。）に関する情報をみやぎ結婚支援センターホームページ及びSNS（以下「センターホームページ等」という。）に掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲載対象）

第2 この要領によりセンターホームページ等の掲載の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 市町村
- （2） 一般財団法人宮城県青年会館「みやぎ青年婚活サポートセンター」
- （3） イベントを企画・運営する団体等であって、県が登録を認めたもの。

（登録の申請）

第3 第2第3号の登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、イベント掲載団体登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添付し、県に申請しなければならない。

（登録の審査）

第4 県は、第3の申請があったときは、以下の基準により審査をするものとする。

- （1） 過去に十分なイベント開催の実績を有する等、本登録後もイベントを完遂できる能力を有している団体であること。
- （2） 宗教活動を及び政治活動を主たる目的としない団体であること。
- （3） 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しない団体であること。また、暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

（登録の決定）

第5 県は、第4の審査結果をイベント掲載団体登録決定（却下）通知書（様式第3号）により登録希望者に通知するものとする。

(掲載の申請)

第6 センターホームページ等にイベント情報の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、イベント掲載申請書（様式第4号）により、県に申請しなければならない。

(掲載の審査)

第7 県は、第6の申請があったときは、以下の基準により審査をするものとする。

- (1) 原則として、出会いを希望する独身の男女に出会いの場を提供することを目的とし、不特定多数の男女を対象としたイベントであること。
- (2) イベントを十分に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮がなされている内容であること。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有しない内容であること。
- (4) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。
- (5) 暴力行為、迷惑行為その他社会通念上非難を受ける行為を伴う恐れがないイベントであること。
- (6) 第2(1)及び(2)については、イベント以外のセミナーや相談会等も掲載できるものとする。また、第2(3)については、(1)又は(2)と連携して実施するセミナーや相談会等については、掲載できるものとする。

(掲載の決定)

第8 県は、第7の審査結果をイベント掲載決定（却下）通知書（様式第5号）により掲載希望者に通知するとともに、掲載を適当と認めた場合は、当該イベント情報をセンターホームページ等に掲載するものとする。

(掲載内容の変更等)

第9 第8の規定による決定を受けた者（以下「イベント掲載者」という。）は、掲載内容を変更するときは、イベント掲載内容変更届出書（様式第6号）により、県に届出てその指示を受けなければならない。

2 県は、次のいずれかに該当すると認められるときは、第8の規定による決定を取り消すとともに、当該イベント情報をセンターホームページ等から削除するものとする。

- (1) この要領の規定に反する行為があったと認められるとき。
- (2) 社会的信用を損なう恐れがあるなど不適切な行為があったと認められるとき。

(実績報告)

第10 イベント掲載者は、イベントが終了したときは、速やかにイベント実績報告書（様式第7号）により、県に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11 イベント掲載者は、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

2 イベント掲載者は、個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

(イベント掲載者の責務)

第12 イベント掲載者は、当該イベントについて苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

(事故等に関する免責)

第13 県及びセンターは、センターホームページ等に掲載したイベントに起因して発生した事故等による損害については、その責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月25日から施行する。